

(様式第1号)

平成30年度 第2回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	平成31年2月7日 木曜日 午後1時30分～3時15分
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	会 長 木下 隆志 委 員 山本 公彦 杉江 東彦 土田 陽三 稲岡 由美子 杉田 俱子 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 山中 厚子 尾崎 郁子 小泉 星児 脇 朋美 藤川 喜正 三芳 学 安達 昌宏 欠席委員 森川 太一郎 北尾 文孝 北野 章 園田 伊都子 事務局 障害福祉課 本間 慶一 長谷 啓弘 榊井 大輔 辻野 亮太 古川 寧子 関係課 地域福祉課 小川 智瑞子
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中16人の委員の出席により成立

(2)議事

1) 障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取組について

(チェックリスト案)

2) 今後の協議会のあり方について

①先進的な取組の研究について

②障がい者差別解消関連条例の制定について

③作業部会の設置について

(3)その他

「障害」表記を「障碍」へ【兵庫県宝塚市（新聞抜粋）】

(4)閉会

2 提出資料

資料1 障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取組について（チェックリスト）

資料2 「障害者差別解消に関する条例」等の制定について

資料3 作業部会（案）

### 3 審議経過

#### (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取組について

(木下会長)

前回チェックリストについてご意見いただきました。前回は行政で使用しているものを配布しましたが、内容的に細かすぎるなど様々なご意見がありました。検討の結果、簡素化して誰もが利用できる内容にと事務局で検討してもらっています。事務局より説明していただきます。

- ・チェックリスト「障がいを理由とする差別の解消の推進に係る取組について」を事務局より説明

(木下会長)

A4, 1枚の裏表にまとめてもらっています。具体的事例について①～④にかけて書いてあるので、読んでいただきながら、「こういうことであればできている、できていない、そういう場面がなかった」をチェックしてもらい、そういう場面がなかった場合は上記の具体例以外の事例について書いてもらうような形になっております。

この具体的事例をご覧になりながら4項目についてチェックしてもらうこととなります。これ以外のところで関連することがあれば下段の自由記述のところに記入いただくこととなります。今回は簡易にすることで負担感を軽減し、日ごろの意識付けになるというところに力点を置いております。

様式、内容のことでいいですし、実際、承諾が得られれば、具体的な実施についてご意見ありますでしょうか。

(小泉委員)

芦屋商工会では月1・2回ニュースレターを出しているのですが、その中に盛り込むことは難しくないと思います。ただ、いろいろ案内をしても返事がないのが問題ですが告知することはできます。

(木下会長)

もし依頼するとなれば行政からお願いするということになると思うので、具体的に回収まで考えなくてもよいかと思います。

(稲岡委員)

保健所の場合、どこに配るべきなのかがわかりません。

(木下会長)

保健所の組織内で利用されるということは考えられないですか。

(稲岡委員)

保健所だけの取組だけでは不十分かと思います。このチェックリストで各組織の進捗度を測るのであれば様々な施設での取組を把握しなければ、広がっていかないのではないかと思います。ですので、保健所が関連する団体を想定されるのかなと思いつつ考えてみましたが難しいと思います。保健所だけの取組で広がりを持ったとは言い難いと思います。広め方という点においても、どこの施設を対象に実施するのも議論していかなければ、いくら実施したといっても広がりの方ではあまり意味がないのかと思います。

(木下会長)

とても重要なお意見で、その点についても事務局とも話をしていました。

実施するにしても、いきなり大きな範囲で実施するのは難しいですので、障がいのある人に身近な方たちから始めてみるのはどうかという話がありました。また、市内の社会福祉法人さんから実施することも考えてみたいとしておりましたが、進め方についても本日皆さんのお意見を頂ければと思っておりました。運用の仕方も含めてご意見をお願いします。

(三芳委員)

相談支援の事業所では是非取り組んでいただきたいと思っております。これを実施することによって、気づきや意識を高めていくにはとても良いツールではないかと思えます。計画相談では日頃から通所事業所であったり訪問事業所と関わる事が多く、そういった障がいのある人と関わりのある事業所の方にもこのような取組をすることは意味があると思います。

(脇委員)

前回のチェックリストよりザックリとした内容になっていますが、「できている、できていない」の判断をするとき、何に対してなのかわかりにくいのではないかなと思えました。例えばハード面での合理的配慮ができていない・できていないのチェックをするのか、回答する人は迷うと思います。最終的にこれを実施した結果についてどのように活用するのかに関わってくるのかと思いますが、例えば「できていない」と回答したときになぜ活用できていないのか、理由であるとか気が付くことを書く欄があってもよいのではないかと思いました。

(木下会長)

確かに、「できている」とチェックをしても何ができているか書くことができない。何ができているのかわからないですね。

(脇委員)

何ができていないのかわかるような形の方がより良いのかなと思います。

(木下会長)

何分、積極的に参加したいという取組ではないため、負担感をなくして簡素化するこ

とに重点を置いて改訂していった経緯がありますが、何に対してできている、できていないと書ける欄が必要ですね。

(藤川委員)

運用について、チェックリスト自体がわかりやすくなっているので、実施する側とすれば配布しやすくなったと思います。市や行政部門においても実施しやすい内容だと思いますし、できるところから実施できるのではないかと思います。

(杉江委員)

いろいろな立場にありますことから、それぞれの立ち位置で意見が変わりますが、社会福祉法人としては、職員の教育として素晴らしいと思います。法人としての取組となれば書きにくさがあります。人権擁護委員の立場で考えると、障がいのある人とその方たちを支える人と立場が違うと思います。障がいのある人たちはこのチェックリストを是非お願いしたいという立場、行政や相談窓口、社会福祉の事業所さんなどでは反対にこういう点を注意するのだと認識しなければならない。その点について、立場によって感じるものが違うので、内容がふさわしいのかの確認と、目的や対象についてはっきりさせておくべきではないかと思います。

(木下会長)

大切な視点であると思います。単純に「できている・できていない・そういった場面がなかった」というのではなく、差別的扱いをしてはいけない人やそういった立場の人をお願いすることになると思います。まずはそういう立場の方たちをお願いしていければと思います。

実施にあたり時期的なものや、方法、実施していただく対象について事務局案はありますか。

(事務局)

段階的な実施が望ましいと考えています。まずは障がいのある人を支援する立場の方から進めさせてもらえばスムーズではないかと思います。最終的には広く広がるのが望ましいと考えます。広げ方については十分な議論ができているとは思っておりませんので、皆さんからのご意見を頂戴したいと思っております。

この後の議題でも出てきますが、並行して進めたい事業もあるのでそちらの進捗も見ながら検討して参りたいと思います。

(小泉委員)

大型ショッピングセンターなどに該当するような内容なのかなと思いました。ですが、例えば魚屋さんとかそういうところでは該当しないのではないかとも思いました。ターゲットを絞り込むとかターゲットごとに違う形でのチェックリストにしてみてもどうでしょうか。対象者全員の回答があったとしても果して意味があるのかと思います。業種や規模によって傾向があるけど一律な回答であれば全体を見たときに偏差が出てきて、

結果を歪めるような気がします。また、実施するに当たりその事業の目的とかを説明できる資料があると答えやすいと思います。

(木下会長)

実施に際しては、対象となる団体の意向に沿った形の依頼文を作る必要があるのかなと思います。意味を成すためにも必要かと思います。具体的に実施する際に検討させていただきたいと思います。

(土田委員)

職業上、障がいのある人と関わり合いが比較的あると思います。ですので、先生方はできていないかといえばそうではなく、ある程度できていると思います。では、全て出来ているかといえばそうでもなく、一部出来ているという先生が大半ではないかと思います。

この事業で大切なことは、このような取組を芦屋市が実施しているということを知ること、気付かせることだと思います。自分たちで気づくことはしていますが、それ以外にもどういった合理的配慮があるのか知ることが大切なんだろうと思います。また、気付いた点を記入する項目があるとよいかと思います。このままだとできているところはできているし、できていないところはできていないというだけで終わってしまうと思うので、あと、回収についてはFAXを利用すると率が向上すると思います。

(木下会長)

事務局から説明もありましたが、普及啓発に意味があるということなので、その点も強調して取り組めればよいかと思います。また、現在選択肢が3択ですが、中間的な選択肢、例えば「あまりできていない」とか、「ある程度できている」などの選択肢もあっても良いのではないのでしょうか。その点も検討していきたいと思います。また、FAXについては内容的に適切かどうかという問題があると思いますので慎重にしていきたいと思います。

(杉田委員)

具体的な例について、文字だけでは理解ができないと思います。また、「障がいの特性」とありますが果して一般の人に障がいの特性とって理解していただけるかという問題もあります。この例には身体的な障がい特性の記述がありますが、知的や精神的な障がいの方の場合の具体例が少ないと思います。障がいの特性を理解している人に配るのであれば問題ないが、そうでない人の方が多いのではないのでしょうか。『芦屋市手をつなぐ育成会 災害時要援護者対応マニュアル』にありますが、これを見るととても分かりやすいです。これは災害時ですが、とても分かりやすくまとまっています。誰を対象にするかで内容は変わるし、具体例についてもこれに添付する資料によってフォローが必要になるかもしれないですね。

(木下会長)

チェックリストの言葉の意味が分からなければ答えられないこともありますね。  
その必要はあるかもしれないですね。

(朝倉委員)

障がいと聞いて一般的に思い浮かべるのは身体障がいです。精神や知的な障がいはほとんどの方は思い浮かべません。私たちでもそうなので、一般の方が対象となったらそれはもうほとんどないといっていいでしょう。ですので、私たちはまず障がいのある人のことを知ってもらうという取組をしています。その一環として作品展等を催してきました。

また、災害時に迷惑をかけるかもしれないので知っておいてほしいということから、先程ご紹介の『芦屋市手をつなぐ育成会 災害時要援護者対応マニュアル』を作成し、今後PRをしていこうと思っております。

この度の取組に関してお願いしたいこととして、一般の方が知らないであろうことから身体と精神と知的が一体どういうものなのか書いていただいて、芦屋に何人いるのか、現在94,000人中4,200人、0.5%ぐらいいるということを理解してもらえると、このチェックリストも書きやすくなるのではないのでしょうか。

また、このような啓発も身体障がいから進んでいけば、そのうちに知的、精神にも進んでいくのではないかと考えております。

(木下会長)

ご指摘のとおり、このチェックリストだけ送っても分からないと思います。普及啓発の意味もありアンケートにきっちり書いてもらうことも大切ですが、それ以上に障がい特性などをわかりやすく解説したパンフレットなどを同封することで理解が促進されるのではないかと考えています。

(稲岡委員)

チェックリストなので、年2回ほど自己チェック用で取組の進捗を確認するのか、全域での取組について報告するため利用するのですか。

(事務局)

普及啓発的な意味合いを持っていると考えますので、自己チェック用として利用いただきたいと考えております。

(木下会長)

杉江委員からも教育的な効果も期待できるとご説明がありましたとおり、その側面も考えて回答いただければよいかと考えています。

(朝倉委員)

書きやすくするためにという意味で、市で取り組んでいることを具体的に例示すると書きやすくなるのではないかと考えています。

(杉江委員)

このチェックリストにある具体例ですが、初めて見る人には、この例に対してしか回答できないのではないですか。

(木下会長)

何が合理的配慮で何が差別的扱いになるかわからなければ回答できないですよ。チェックリストを実施する際に、目的を説明しなければわからないので、そのあたりは丁寧にパンフレットを使いながらする必要があるかもしれないですね。実施にあたってもお願いしに説明に上がるといったことも必要になってくるかもしれないですね。

(齋藤委員)

この事業は障がい者に対する差別解消が進んでいることを評価しなければならないし、それが目的ではないかと思います。進捗状況を知りたいというのが本来の目的ではないかと思うのですが、そういったときにこの質問では身体障がいに関した質問になっています。そうすると、物質的に充足しているかという傾向になると思います。また、実施しているかどうかということになれば、人によって評価に差が出てしまいます。役所でこれを実施すればほぼできているという結果になろうかと思いますが、15年前、虐待のアンケートを取った時に虐待の事実はなく、「0」という回答が続きました。でもご存じのとおりあちらこちらで実際は発生しています。ですのでアンケートの取り方は非常に難しく数字が独り歩きしてしまいます。

また、アンケートを取って集計作業がありますが、「その作業は楽しいか」という問題があります。他に仕事があり忙しい中でこれをする意味があるのだろうか、時間の無駄になる可能性が高く、普及啓発というのであれば意味があると思いますが、少しずつ進めていく必要があるのは理解しています。

本当に大事なことは、お金をかけないで温かい心で支えあうコミュニティを作っていくというのが本来の狙いのはずなんです。

今、国でも予算がないという状況において、最後は支えあう温かい心を醸成する、そういう意味でこれを推進するのは大事なことですが、集計して状況を把握するのにかかるコストや職員の負担感を考えると他のことをした方がよいのではないかと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。先程の説明でもありましたが、こちらはチェックシートでありまして、アンケートではございません。合理的配慮とは何なのか、差別とは何なのかという気付きが目的であります。集計をして状況を把握するのも当然大事なのですが重きはそこではなく、普及啓発なのではないかと考えております。

(安達委員)

この取組は障害福祉課だけでなく、芦屋市として取り組んでおります。ただ、実際にきているのは障害福祉課、福祉部でも当然できていなければおかしいということになるかと思います。差別解消法ができたときに職員向けに資料を作り周知と研修をさせてい

ただ聞いていますが、正直なところ全職員はこのチェックリスト全て出来ているかという  
とできていないというところなんです。ですので、今のところはこちらの方で実施して参  
りたいという提案でございます。

(木下会長)

次の議題と関係する事案でもありますので、次の議題に進みたいと思います。

## (2) 今後の協議会のあり方について

・「今後の協議会のあり方について」を事務局より説明

(木下会長)

今回の話のとおり、障がい者差別解消条例の制定について動きたいと考えております。  
先程の資料にあったとおり、近隣6市の中で条例制定しているところは宝塚市と三田市  
の2市だけで、それに次いでとなるのか、制定を予定している西宮市がありますのでそ  
の後か同時期かということになるかと思っております。こういった他市の動向も見ながら条  
例の制定について、皆さんから御意見があればと思っております。

事務局に伺いますが、条例制定についての審議なのか、それとも意見を伺うという位  
置づけなのか、どちらでしょうか。

(事務局)

協議会は審議決定機関ではございませんのでご意見を頂戴したいと考えております。

(安達委員)

条例制定はあくまで行政の役割でして、この条例の目的をご理解していただいたうえ  
で、皆さんにご議論していただくということになるかと思っております。

(事務局)

障害者差別解消法という法律があり、啓発を目的にしております。条例を策定するに  
あたり制作過程で啓発周知ができるということで、各団体とも積極的に取り組み始めて  
いる状況です。理念条例であるため、個々具体的に示しているところは少ない状況です。  
一番の目的は周知啓発です。

(木下会長)

目的の説明がありましたが、皆さんよりこの条例についてご意見いただければと思  
います。

(朝倉委員)

お願いがあります。明石市では障がい福祉行政も進んでおり、街づくりの一環として  
取り組んでおられる。バリアフリーについてもお金がかかるがレストランなどの収入が  
アップしているということで、明石市がどのようなコンセプトで実施しているのか、そ  
れを調べていただきたいと思っております。これを推進するには予算的な裏付けが必要ですよ。

明石市ではできて芦屋市ではできないというのは、難しいですが、お金がかかるのも事実ですが、予算がかかっても街が発展するということも踏まえて提案していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ぜひ先進的取組をしている団体を視察したいと思います。事前の情報では、明石市の取組ではバリアフリーに関する補助金、全額補助ではないですが、メニューを点字にしたり、コミュニケーションボードを作ったり5項目ほど補助していると確認しております。

(齋藤委員)

条例をつくるのは簡単ですが、つくるプロセスが大切だろうと思います。先程、話がありましたとおり、皆さんが議論して魂のこもった条例にするというのが一番のポイントだと思います。また、つくったあとも、その精神や哲学をいかに浸透させるかが一番大切だろうと思います。会社で私は、マニュアルを見たとき、ある有名な会社のマニュアルを見たら完璧でした。

ですが、実際は事件が起こってしまいました。ですので、最高の文書をまねすればすぐに出来ますが、そうではなく皆が理解してつくる段階でしっかり議論する。先程、朝倉委員からも意見出ましたが、そういうプロセスが大切であって、出来上がった条例を皆が理解して維持していくということであれば、私は大賛成です。そこを間違えてはいけません。

(木下会長)

今のご意見や説明にもありましたが、進めていくうえで行政だけではなく、もちろん団体さんのご意見や作業部会の中では先進的に実施している明石市まで出向いて意見を聞きに行ったり、作業するプロセスにおいて東京都調布市では「みんなの会」という会をつくっていろんなところを巻き込み進めたという事例もあるみたいです。私たちも社会福祉法人や商工会さんなど様々な方に参加していただいて、意見を取り入れながら進んでいくという手続で進めていく作業部会にしていかなければ、先程のご意見にもありますように物は良くて実効性がないということになりかねないので、大切にしていきたいと思います。

(朝倉委員)

条例となると福祉部が立案して議会にかけるということになるのですか。議員ではなくて。

(安達部長)

基本的には行政で行います。議員立法も可能ではありますが。

(朝倉委員)

議員さんが立案すると、なかなか変更が難しいのかなと思ひまして。

(杉田委員)

手話言語条例の時は、団体として説明を受けました。各市の状況なども説明していただいたので、その時にまた関係団体にご説明頂けるとありがたいなと思います。また障がい者差別解消というのが、例えば、精神とかスピリッツとか見えないものではなくて、例えば、こんなことで解消できるという事例としてレストランとかで介助犬マークとか貼ってあったら、ここは介助犬と同伴でも大丈夫ですと分かりやすいし、そういう障がいを持った人がここにいるという思いが馳せますよね。そういった目に見えるもので障がいのある人がウエルカムなんだというような、わかりやすく目に見えるような取組をしてほしいと思います。目に見える形で理解されていくと、障害者差別解消法の考え方と一致するわけなので、その点を同時進行で考えていってほしいと思います。

(木下会長)

他市の条例において、具体的な事例を盛り込んでいるようなものはありますか。

(事務局)

全国で主だった10団体ほどの条例を確認させていただきましたが、条例ということもあり、微細なものというよりは大括りのものが大半であったかのように感じております。

(木下会長)

ただ、そのような精神を生かして具体的に取組ましようというのを後で追加することはできるのですか。

(事務局)

教育現場や就労現場における合理的配慮とは何かを示している団体はあります。

(杉田委員)

条例の名前も公募したらいいですね。「なくそう障がい者差別条例」とか、皆がそのことかと感じることができる、長々としたものではない条例がいいですね。名づけると自分たちのものという感じがするじゃないですか。

(木下会長)

作業部会のネーミングも考えておりましたが、今日の今まで作業部会のままなんです。ネーミングも是非皆さんから頂戴しましょう。

事務局に確認ですが、別に罰則規定を設けようというわけではないですが、条例の位置づけというのはどのようなものと考えればいいのですか。あるとないのとではどれだけ違うのかがわかると良いなと思います。

(安達委員)

一番わかりやすいのが「市民マナー条例」です。煙草を禁煙ゾーンで吸うと過料が発生します。刑罰ではなく行政罰ですが、2,000円払うものです。最近では東京都が条例を可決され、結構厳しい内容になっております。たぶん、オリンピック・パラリン

ピックの関係でなんだと思いますが、例えばお店の入店を断った時にどうするかというものです。芦屋市としてどうするのか皆さんの意見も踏まえて、皆さんが納得して守って頂けるものができたらなと思っております。

(木下会長)

条例ができたということで、内容はともかく拘束力は持っているということですね。法律にはなくとも条例で拘束力を持って規制することができるということですね。

(事務局)

障害者差別解消法では、国や地方の公共団体は合理的配慮について義務になります。民間の団体さんなどは努力義務ということで努めることにしましょうとなっています。この条例化によって、市によっては両方とも義務としているところもあり、明石市はどちらも義務にしていたかと思います。そのあたりの違いが出てくることはあるかと思います。また、罰則規定まである団体はありません。合理的配慮についても市によっては生活支援に関する合理的配慮であるとか防災に関する合理的配慮、雇用に関する合理的配慮といった区分を設けて定めているところもあります。ネーミングですが、結構長いネーミングをつけております。さいたまであれば、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」ですとか非常に長いです。

(木下会長)

ここで決めるというわけではないですが、この協議会の意見を反映させなければ意味がないものですので、一步前進させる意味でも進言していくということによろしいでしょうか。同時に事務局より提案がありましたが、条例をつくるうえで作業部会なるものを本日付で設置できるのであればしたいということでした。

先ほどの説明では、事務局と会長でまずは発足し、話し合いを重ねながらヒアリングをする形で皆さんにご協力を仰ぎ参加していただきたいと思っております。まずは今日付けで作業部会を発足させていただきたいと思っておりますがよろしいですか。

(全委員が承認)

(木下会長)

ありがとうございます。では、本日付で作業部会を発足しますのでこれから条例づくりに向けて取り組んでまいりたいと思います。本日の時点では資料がこの程度しかありませんが、本当に31年度に制定していくと流れであれば皆さんにもタイムスケジュール等をご提示させていただかなければならないと思いますのでよろしくお願ひします。

議題の内容としては以上です。その他何かありますでしょうか。

その他

・その他として事務局より、「障害」標記を「障碍」へ変更した事例について紹介  
(事務局)

当日資料として、新聞の抜粋についてご覧ください。先日、宝塚市が「障害」の害の字を碍の字に変更することについて発表されました。その件について芦屋家族会が以前より取り組まれていたことですので、ご説明を齋藤会長よりさせていただきたいと思えます。

(齋藤委員)

宝塚市は「障害」の害の字は「人を害する」ということで碍の字に変更するということが発表されました。このことは2000年から私たち芦屋家族会が取り組んできたことでありまして、この漢字に変えてほしいと申し上げておりました。

障害の標記は「障がい」と「障害」の2つの標記しかありませんでした。芦屋市は「障がい」標記です。なぜなのでしょう。やはりこの「障害」標記は間違っているからなんです。「害」の字は人を危めるという意味なんですね。これは間違いなんです。ということで芦屋家族会は標記を変えてほしいと運動しておりました。ではなぜ「障碍」の標記が使われなかったのかということ、戦後、常用漢字の数を制限しようということと同じようにガイと読むために害の字を用いるようになった過去の経緯があるということです。

今度、オリンピック・パラリンピックがありますので、「碍」の字でないともまずいと国会で承認されまして、文科省もやっと両方の利用を認めたわけですね。それで最初に宝塚市が導入したという経緯です。今後は害の字がなくなり、「障碍」と「障がい」だけになればいいなと思えますし、少しずつでも自治体がこの「障碍」標記になればいいなと思えます。ホームページ上では47都道府県のうち16団体は「障がい」標記です。3分の1の団体は「障害」表記は問題であると思っているんですね。政令都市は20都市ありますが、そのうち7つが「障がい」標記になっています。それは人間の正しい感覚で、人を危めるという意味の漢字を用いるのは不適切であるという感覚なんですね。ですが戦後70年以上たってしまった現在においては碍の字はないので、「障害」や「障がい」が入り交った状況になっております。学校でも習わないので普及していないわけです。

「碍」の意味ですが、「生活するうえで石があつて困っている」というのを表しているそうです。緒方洪庵とか森鷗外とか明治の文豪は正しい意味で使用していますし、ほかにも正しい漢字の理解をしている方は「碍」の字を利用しています。

日本語は、一つの概念は一つの標記にきなさいということで、「ショウガイ」について正しくは、生活のしづらさを表現している「障碍」の字が正しいだろうと主張しております。

やはり障がいを正しく理解してもらふことこそが、普及啓発であろうと思えます。知

的と精神は正しく理解してもらうことが普及啓発になりますので説明させていただきました。

(木下会長)

常用漢字になる可能性とかも将来あるのでしょうか。

(齋藤委員)

そうしてほしいですね。少し時間がかかるとは思いますが。

(木下会長)

もし常用漢字になれば、将来学校でも教えていくことになるということですね。

(事務局)

この度、国の審議会でもどちらの標記も問題ないということになったそうですが、一文字だけ常用漢字にするというのは前例がないということなので見送った経緯があるそうです。芦屋市の場合は、心のバリアフリーということでより平易な形でということでひらがな混ぜ書きにさせていただいております。「障碍」標記が広まってきた場合については標記の検討をしたいと考えております。

(木下会長)

それではこれで協議会を終わらせていただきます。

以 上